

高額介護合算療養費の 申請書を送付します

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利
用している世帯の負担を軽減す
るために、平成20年4月から設
けられた制度です。

平成23年7月31日時点で八代
市国民健康保険または後期高齢
者医療制度に加入している世帯
で支給の見込みがある対象者に
対して12月中旬以降、申請書を送
付します。

※計算期間内の途中で保険が変わ
った場合や市町村を越える転居をし
た場合は、申請書が届かない場合が
あります。申請する場合は、下記の
支給要件と算定基準額を参考にし
てください。申請の際には、以前加入
していた医療保険者または介護保
険者から発行された「自己負担額証明
書」が必要になる場合があります。
詳しくは担当窓口にご相談くださ
い。

- ◆計算期間：平成22年8月1日～平成23年7月31日の1年間
- ◆申請に必要なもの：健康保険証、介護保険証、印鑑、支給対象者名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）
- ◆申請書提出先：八代市役所国保ねんきん課・各支所担当窓口
- ◆請求の時効：計算期間の末日（7月31日）の翌日から2年以内に申請してください。

■支給対象者と支給要件、算定基準額

（基準日：平成23年7月31日）

1 八代市国民健康保険加入者

【支給対象者】世帯主

【支給要件】計算期間内に世帯内の国民健康保険加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、算定基準額に500円を加えた額を超えた場合

※70歳未満の自己負担額は、個人ごとに1ヶ月の領収書の自己負担額が、同じ医療機関、入院・外来ごとに21,000円を超える分が対象

問合せ
国保ねんきん課
☎ 33-4490

70歳～74歳のみ			70歳未満を含む	
区 分	算定基準額		区 分	算定基準額
①高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合	67万円		③国保課税所得が600万円を超える場合	126万円
一般（①②以外）	56万円		一般（③④以外）	67万円
②世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	低Ⅱ	31万円	④世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	34万円
	低Ⅰ※1	19万円		

※1 世帯の各所得が0円（年金収入の場合は80万円以下の人）

2 後期高齢者医療制度加入者

【支給対象者】後期高齢者医療制度加入者本人

【支給要件】計算期間内に世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、算定基準額に500円を加えた額を超えた場合

区 分		算定基準額
現役並み所得者	医療機関での自己負担額が3割の人	67万円
一般	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人	56万円
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）	31万円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金収入の場合は80万円以下の人）	19万円

3 八代市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の保険に加入の人

加入の医療保険者にご相談ください。